ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から、認定を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成９年度以降に元請けとして、航空機を対象とした10,000㎡以上のコンクリート舗装工事を施工した実績（一契約当たり）を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る）。

イ　建設業法のほ装工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　ほ装工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、ほ装工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　共同企業体の名称は、「美保㉔駐機場等整備土木その他工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

独立行政法人理化学研究所の平成25・26年度における建設工事及び設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 24 年 11 月 30 日

独立行政法人理化学研究所

契約担当役　契約業務部長　石川　　弥

◎調達機関番号　572　◎所在地番号　11

１　申請の業種区分

⑴　建設工事

⑵　設計・コンサルティング業務

２　申請書の受付期間　平成25年１月７日～平成25年１月31日（土、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の10時から17時（12時から13時を除く。）。

なお、その後においても随時受け付けますが、資格決定の時期が遅れます。

３　参加資格の申請

⑴　申請書の入手方法　申請窓口において当研究所の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）を配布します。また、当研究所のホームページ

http://www.riken.go.jp/　より、申請書をダウンロードすることもできます。

⑵　申請書の提出方法　申請書に次の書類（以下「添付書類」という。）を添え、申請窓口に提出すること。郵送等によることも可。

独立行政法人理化学研究所の全ての事業所の共通資格となります。

申請窓口は以下のとおり。

独立行政法人理化学研究所　本所

〒351―0198 埼玉県和光市広沢２－１　契約業務部契約第２課　電話048―462―7916

ア　建設工事の申請の場合

㋐一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）　㋑営業所一覧表　㋒総合評定値通知書の写し　㋓納税証明書の写し　㋔委任状（行政書士等が申請する場合又は経常建設共同企業体の場合）　㋕共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体の場合）　㋖誓約書（経常建設共同企業体の場合）

イ　設計・コンサルティング業務の申請の場合

㋐一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（設計・コンサルティング業務）　㋑測量等実績調書　㋒技術者経歴書　㋓営業所一覧表　㋔登記簿謄本又は抄本　㋕業務に関し法律上必要とする資格の証明書の写し　㋖財務諸表類　㋗納税証明書の写し　㋘委任状（行政書士等が申請する場合）

⑶　申請書等の作成に用いる言語及び通貨

ア　申請書及び財務諸表は日本語で作成すること。なお、その他の書類を外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

⑷　申請に関する照会先　申請窓口に同じ。

４　資格の有効期間　資格認定の日から、平成27年３月31日までとする。

５　資格及び審査

⑴　資格審査は、審査項目ごとの実数に基づき附与数値を算定し、その合計点をもって行う。

⑵　資格は、前記⑴の合計点により当研究所の区分に基づいて格付けする。

６　資格審査結果の通知　「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を郵送します。

７　その他

⑴　「建設工事、設計・コンサルティング業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者で、文部科学省の資格を得ている者又は得ようとする者は、この公示するところによる申請の必要はありません。文部科学省の資格審査結果通知書の写しにより競争に参加できるものとします。

⑵　当研究所で認定された一般競争（指名競争）参加資格では文部科学省の資格及び国（中央省庁）の統一資格の有資格者にはなれません。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 24 年 11 月 30 日

特許庁総務部会計課長　野口　　正

◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量

中韓文献翻訳・検索システム設計・開発及び運用サービス　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成24年12月25日午後５時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8915 東京都千代田区霞が関３－４－３　特許庁総務部会計課契約第二班契約第五係　依田　裕介　電話03―3581―1101　内線2215

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成24年11月30日から平成24年12月25日まで

⑵　交付場所　上記２⑵及び説明会場にて交付

４　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　平成24年12月５日午後２時00分

⑵　開催場所　特許庁８階会計課執務室内会議室

５　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : A set of design, development and operation service of machine translation, retrieval system of Chinese and Korean

⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 P.M. 25 December 2012